



住宅用火災警報器の設置状況調査に ご協力をお願いいたします。

消防法の改正で、住宅（併用住宅、共同住宅等）に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

住宅用火災警報器は、就寝中に発生した火災を警報音や音声で知らせるためのものです。

まだ設置されていないご家庭では、設置頂きますようお願いいたします。

すでに設置されているご家庭では、定期的に作動確認したり、電池切れ等がないように維持管理に努めましょう。

このたび、鹿行広域消防本部では、皆様の住む地域から無作為抽出し、消防職員が訪問して設置状況や維持管理状況の調査をさせていただくこととなりました。

訪問にあたりましては、必ず消防職員であることを証明する消防職員証を提示いたします。あくまで玄関先での聞き取り調査であり、住宅用火災警報器の販売等はいたしませんのでご協力いただきますようお願いいたします。

1 訪問調査実施期間・時間

令和4年3月1日（火）～ 5月13日（金）

9時00分～16時00分

2 訪問対象地区

潮来市、行方市、銚田市の3市

3 調査する職員

鹿行広域消防本部の職員

（消防職員であることを証明する「消防職員証」を提示いたします。）

問合せ先

鹿行広域消防本部 予防課

☎ 0291-34-7119